

中央区地域活性化支援事業「みんなで創る中央区づくり」に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中央区自主企画事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の定めによる、補助金の交付に関し必要な事項のうち中央区地域活性化支援事業「みんなで創る中央区づくり」の活動支援等について必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 要綱第2条第1項第1号に定める中央区地域活性化支援事業「みんなで創る中央区づくり」の補助対象団体は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 1年以上継続して活動していること。又は今後1年以上継続して活動する見込みがあること。
- (2) 団体の事務所が千葉市内にあること（団体の事務所を有していない場合は、代表者が千葉市内に居住しているもの。）。
- (3) 当該団体又はその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）が、千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 団体の代表者は、未成年者ではないこと。（ただし、代表者が未成年者である団体において、当該支援事業の実施に関し、事業の申請までに書面にて保護者もしくは在学・在勤など所属する組織の承諾を得ている場合は除く。）

(事業の条件等)

第3条 要綱第2条第1項第1号に定める対象事業は、次の各号にすべて該当しなければならない。

- (1) 主として中央区内での活動であること。
- (2) 事業の実施者が自発的に計画し、責任をもって運営にあたるものであること。
- (3) 交付決定日の属する年度の翌年度以降も継続的に行う見込みがあること。
- (4) 同一内容の事業について、本補助金もしくは中央区区民ふれあい事業におけるみんなで創る中央区づくり補助金の交付を受けていないこと（ただし、地域づくり活動支援事業、区テーマ解決支援事業における継続事業及び地域拠点支援事業における家賃補助については、最大3年間の補助を可能とし、地域拠点支援事業における改装費及び事業開始経費の補助対象期間終了後については、この限りではない。）。

(対象外となる事業)

第4条 要綱第2条第1項第1号に定める対象事業は、次に掲げる事業に該当してはならない。

- (1) 政治活動、選挙活動、宗教活動又は公益を害する活動を行っている団体の事業
- (2) 特定団体の構成員のみを対象とする事業
- (3) 資格・免許等の取得誘導又は特定の流派や組織の宣伝・勧誘を行う事業
- (4) 講演会・イベントの開催のみを目的とした事業
- (5) これまで補助金の助成や自主財源等により実施していた新規性のない事業
- (6) 特定の個人又は提案団体のみが利益を受ける事業

(審査)

第5条 要綱及びこの要領に定める事項を満たしているか否かの判定につき、次の各号の審査を行うものとする。ただし、中央区地域活性化支援事業「みんなで創る中央区づくり」に係る補助金の交付決定を受けている補助対象者が、同一補助事業において当初交付決定の翌年度以降継続して申請する事業（以下「継続事業」という。）については、第2号の審査を省略し、第6条に定める報告会での発表等を基に審査を行う。

- (1) 書類による審査
 - (2) 公開プレゼンテーションによる審査
- 2 前項の審査にあたっては、外部のアドバイザーの意見を参考にすることができるものとする。
- 3 第1項の審査の詳細は、区長が別に定める。

(報告会)

第6条 区長は、要綱による補助金の交付決定を受けた団体に対し、区長の指定する活動報告会への出席を求めることができる。

(公表)

第7条 区長は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第23条及び第24条の趣旨にのっとり、以下に掲げる場所等において、要綱による補助金の交付を受けた団体から提出のあった書類（条例第7条に定める「不開示情報」を除く。）又はその写しを一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 閲覧場所 中央区役所地域振興課事務室内
 - (2) 閲覧時間 中央区役所の開庁時間内
 - (3) 閲覧期間 補助金の交付を決定してから5年間
- 2 区長は、要綱による補助金の交付を受けた団体に対し、前項と同様の方法により、団体自ら一般の閲覧に供するよう求めることができる。ただし、前項第3号に定める期間については2年間とする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。